

令和3年度 枚方市バリアフリー推進協議会 議事録

日時：令和4年1月20日（木）午前10時00分～12時00分

場所：枚方市別館4階 第3・4委員会室

事後の確認事項は末尾掲載（※1～4）

（アド）：アドバイザー（学識経験者）

（委員）：当事者、管理者、事業者

（事）：事務局

1. 開会

（事）

開会挨拶

（アド）

バリアフリー法も改正され、2025年には大阪関西万博の開催を見据え、バリアフリー化もブラッシュアップ、レベルアップしていくなかで、枚方市においてもこれらの流れを受け、良いものができればと思っている。

（アド）

皆様にお集まりいただいたなかで、より良いものを期待している。それぞれの立場から忌憚なきご意見をいただくところが大切と考えている。

2. 報告

（委員）

バリアフリー法の改正について

1. 基本方針における整備目標等について
2. ソフト施策の取組状況（「心のバリアフリー」の推進）について

（委員）

大阪府福祉のまちづくり条例の改正について

1. 一般客室のバリアフリー基準の創設について
2. 車椅子利用者用客室のリアフリー基準の拡充について
3. バリアフリー情報の公表制度の創設について

（委員）

枚方市手話言語条例の制定について

1. 「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」制定の背景、内容について
2. スマートフォンやタブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施について
3. パンフレットやホームページ等を通じた周知について

（アド）

心のバリアフリーに関し、特定事業として具体的に学校教育のなか
にカリキュラムとして入っていくのか。それともスポット的な対応な
のか。（※1）

- (委員) 情報を持っていないので確認後、市を通して報告する。(※1)
- (アド) 具体的な展開が見えないなかだが、定期的、継続的に進むようお願いしたい。
- (委員) 私は学校からの依頼を受け、心のバリアフリー講座などを実施しているが、市全体で可視化できる情報提供をお願いしたい。次に1,000㎡以上のホテルの規模についてのイメージが欲しい。また、手話条例制定は大きな意味があるが、市として何に取り組むのか。市のホームページでの市長の文章に手話対応がないがどうなのか。
- (委員) 1,000㎡以上のホテルのイメージは、大体、ビジネスホテルの一室が15㎡程度であるので100～200室あれば対象と考えられる。大阪市内のビジネスホテルは大体が対象になるのではないか。
- (委員) 手話の普及・啓発に取り組んでいく。ホームページの市長のメッセージには手話をつける。コロナ対策などの緊急的なモノを手話対応させた。今後できるところから取り組んでいきたい。
- (アド) バリアフリー教室を行ったところは市から情報提供してほしい。
- (委員) 手話条例が制定されたが、点字離れが進んでいるなか、音訳的なモノの進め方についてなど視覚障害者への対応は何かあるのか。
- (委員) 音訳などについては、資料作成等の際には対応していくよう庁内周知を図っている。市のホームページでも一部音声対応している。
- (委員) 音訳CDの情報が入ってこないし、コロナワクチン接種でも音訳CDが遅れていた。
- (アド) 音訳があるという情報が必要である。
- (委員) 庁内周知を図っていく。
- (委員) 手話に関してはコミュニケーションツールとして進んでいるが、視覚障害者に対する点訳・音訳が粗末な扱いをされているよう捕えられるので、視覚障害者への対応もよろしくお願いしたい。
- (委員) 障害別でなく全ての方に対応しており、ご理解いただきたい。
- (委員) WEB会議は便利だが、障害者の方もWEB参加できるような仕組みが必要である。今後の会議の在り方について考える必要がある。
- (アド) WEB会議が普及するなかで、情報をどのように提供するのかなど情報保障を考えていく必要がある。

- (委員) 小中高校のなかで手話を教えて欲しい。私も教えに行きたいし参加もしたい。多くの人に手話を分かってほしい。
- (委員) 手話など障害理解については、教育委員会とも連携を図りながら進めて行きたい。
- (委員) ホテル受付などでのろう者に対する手話対応はどうなっているのか。
- (委員) 筆談の実施は義務化ではないが、新築等されるホテル等については、筆談に対応しているかどうか等の情報提供は義務化している。
- (委員) 視覚障害者が一人でホテルに入るときに、自筆の記名を要求されるが、ホテルでも代筆可能とはならないのか。(※2)
- (委員) その情報については現在持っていないので、市を通して報告する。(※2)
- (アド) 代筆可・不可についてはホテル対応と思うが、府条例においても視覚障害者への対応がどうなっているのか確認いただきたい。
- (委員) 府の福祉部局に確認する。

休憩

- (委員) 府道の道路特定事業計画について
1. 京阪牧野駅周辺地区（牧野阪 2 丁目）防護柵補修について
 2. 京阪星ヶ丘・村野駅周辺地区（村野西町）歩道設置について
 3. JR 津田駅周辺地区 国道 307 号（津田北町）支障物の撤去について
- (委員) 市道の道路特定事業計画について
1. 市道宮之阪第 13 号線のバリアフリー整備工事の実施について
 2. 市道禁野第 3 号線のバリアフリー整備工事の着手について
 3. 牧野駅周辺地区及び津田駅周辺地区のバリアフリー化の詳細設計について
- (委員) 心のバリアフリー出前授業の山之上小学校での実施内容について
- (委員)
1. 駅係員などへの心のバリアフリーへの取り組みも踏まえた教育実施について
 2. 乗降 10 万人以上の駅等対象にした可動式ホーム柵の整備について
 3. 藤阪駅への内方線付点状ブロックの来年度整備予定について
- (委員)

1. 可動式ホーム柵の設置、トイレリニューアルについて
2. 車両の新造（13000系）、車両のリニューアル（6000系）について
3. 接客研修、サービス介助士の資格取得の継続的实施
4. 運行情報の提供について

（委員）

1. ノンステップバスの導入について
2. 乗務員等に対するバリアフリー研修の実施について

（委員）

1. UDタクシーを含む福祉タクシー導入の経緯等について
2. ユニバーサルデザインタクシー導入関係等の概要について
3. ユニバーサルドライバー研修、福祉タクシー研修会の実施概要について
4. 大阪福祉タクシー総合配車センターの設置概要について
5. 障害者手帳アプリ「ミライロID」による本人確認の概要について

（委員）

府道杉田口禁野線のお寺付近で歩道が1m程度で狭く危険であるのを見てほしい。

（委員）

現在改良工事を進めている。

（アド）

海外では危険箇所について、直接申し出があれば優先的に改善を図るという制度もある。

（委員）

先ほどの委員と同じ場所（府道杉田口禁野線）について危険と感じている。

（委員）

文化芸術センターだが、車椅子用トイレが遠く利用に時間がかかる。トイレも小さく車椅子が回転できない。文化芸術センターは特別特定建築物なのか。（※3）

（委員）

文化芸術センターが特別特定建築物かどうかは確認する。（※3）バリアフリーを考慮した施設設計及び施工を実施している。動線やトイレの大きさ、電動対応についてなど今後の施設運用の参考とする。

（委員）

障害者の目線が入っていない設計になっているということである。

（アド）

施設を造る前に相談してほしい。設計段階で意見を聞く仕組みづくりをお願いする。

（委員）

駅に設置した可動式ホーム柵の種類について教えて欲しい。

（委員）

両側にスライドするタイプである。

（委員）

今後の可動式ホーム柵の整備計画、また枚方市駅での可能性はどうか

のか。

(委員)

今後の計画は現在未定である。京橋駅の設置後の状況を確認しながら優先順位を検討していく。

(委員)

ホームページ等で意見が言える場があれば良いと思う。

(アド)

当事者の意見を聞きながら優先順位を決めていってほしい。

(委員)

京阪電鉄の切符売り場だが、高さの関係で路線図が見にくく利用しづらい。

(委員)

近頃、無人駅が多く発生しているが、情報提供はどのようになっているのか。

(委員)

ホームページで案内している。

(委員)

スルッと関西では、視覚障害者の運賃が半額になるが、JRでは子供用きっぷを購入後に駅員に連絡することになっており、急いでいるときは困る。

(委員)

これまでから意見をいただいているが、JR各社での議論が必要であり、引き続き意見として言っていたきたい

3 案件

(事)

バリアフリー基本構想の見直しについて

見直し時期については、教育特定事業計画策定ガイドライン等、国の動向を注視しつつ、現在の道路特定事業計画に基づく道路のバリアフリー化に一定目途が見えた時期、そして市内各地での市街地開発事業等の整備方針が具体化された時期と考えている。

(アド)

皆様が様々に努力されていることが理解できた。引き続き継続的な改善を進めてほしい。基本構想の見直し時期について、バリアフリー化に一定目途が見えた時期ということだが、道路特定事業計画が全体計画の中でどこまで進んだのかという資料が無いので、次回は情報提供いただきたい。

(アド)

道路特定事業計画の進捗動向が見えないなかで、基本構想の見直し時期に対する意見が出にくかったと思うので次回はよろしく願います。

事後の確認事項の記載

(※1) 学校教育における心のバリアフリーに関して

現在、国土交通本省では、検討会を立ち上げ、教育啓発特定事業に関するガイドライン作成に取り組んでいます。学校教育との連携につきましてもガイドラインに示される予定です。今後も、情報が入りましたら、お知らせいたします。

(※2) ホテル棟での筆談や代筆の取り扱いについて

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和 2 年改正）第 7 条に”事業者による必要かつ合理的な配慮”が定められています。

※(事業者による必要かつ合理的な配慮)

第七条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者からの現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(当該障害者はその意思を表明することが困難な場合にあつては、その家族その他の支援者が当該障害者を補佐して行う意思の表明)があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

求められているサインの種類によるため、合理的配慮に含まれるか否かは判断できません。銀行については金融庁が監督指針を策定しており、その中に代筆について書かれています。

(<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html>)

(※3) 文化芸術センターは特別特定建築物なのか

総合文化芸術センターは特別特定建築物です。